

令和3年度

第15回教育委員会（定例）

令和4年3月14日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和4年3月14日 午後2時00分～
場 所 市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 前回会議録の報告・承認

日程第2 会議録署名委員指名 番委員 (委員)

日程第3 会期の決定 自 令和4年3月14日 至 令和 年 月 日 日間

日程第4 議案

第27号 (継続審議) 市長権限事務の委任及び補助執行について(教育総務課)・・・1頁

第28号 丹波篠山市教育委員会事務局組織規則の全部を改正する規則の制定について
(教育総務課)・・・4頁

第29号 丹波篠山市教育長の職務代理者に関する規則の制定について
(教育総務課)・・・12頁

第30号 丹波篠山市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
(こども未来課)・・・13頁

第31号 丹波篠山市副食費補助事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
(こども未来課)・・・15頁

日程第5 協議事項

第10号 「令和4年度丹波篠山の教育」概要版について (教育総務課)・・・17頁

第11号 「丹波篠山市立学校園医療的ケアガイドライン」の策定について
(学校教育課)・・・22頁

日程第6 報告事項

1 寄附採納について (教育総務課)・・・23頁

2 後援名義の承認について (教育総務課)・・・24頁

3 小中学校児童生徒の問題行動等(1、2月分)について (学校教育課)・・・26頁

4 令和3年度2、3月小・中・特別支援学校定例校長会について
(学校教育課)・・・29頁

5 「丹波篠山市歴史美術館の資料にかかる事案」について (文化財課)・・・30頁

6 教育長報告 ・・・31頁

《教育委員会予定》

教育委員会(臨時) 日程：令和4年3月25日(金)14:00～ 場所：市役所第2庁舎2-301・302会議室

教育委員会(定例) 日程：令和4年4月20日(水)14:00～ 場所：市役所第2庁舎2-301・302会議室

議案第27号（継続審議）

市長権限事務の委任及び補助執行について

市長の権限となっている事務の一部を教育委員会に委任及び補助執行させることの協議について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第14号の規定に基づき教育委員会の議決を求める。

令和4年3月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《委任及び補助執行に係る協議書及び同意（案）は次頁以降》



丹篠総第266号
令和4年2月8日

丹波篠山市教育委員会 様

丹波篠山市長 酒井 隆



地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

下記のとおり本職の権限となっている事務の一部を貴職に委任し、又は補助執行させたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により協議します。

記

- 1 委任しようとする事務
子育ての支援に関すること。
- 2 補助執行させようとする事務
市史編さんに関すること。
- 3 実施予定期日
令和4年4月1日

同意（案）

丹篠教総第470号の2
令和 4年 3月 日

丹波篠山市長 酒井 隆明 様

丹波篠山市教育委員会

地方自治法第180条の2の規定に基づく協議内容の同意について

令和4年2月8日付け丹篠総第266号にて協議のありました標記の件につきまして、下記の事項について異議はありません。

記

- 1 委任しようとする事務
子育ての支援に関すること。
- 2 補助執行させようとする事務
市史編さんに関すること。
- 3 実施予定期日
令和4年4月1日

議案第28号

丹波篠山市教育委員会事務局組織規則の全部を改正する規則の制定について

丹波篠山市教育委員会事務局組織規則の全部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市教育委員会事務局の内部組織及び事務分掌規則

丹波篠山市教育委員会事務局組織規則（平成11年篠山市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づき、丹波篠山市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及び事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

（事務局及び組織）

第2条 事務局は、丹波篠山市役所に置く。

2 事務局の事務（法第21条、丹波篠山市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成22年篠山市規則第7号）第2条及び第3条に規定する事務（ただし、丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年篠山市教育委員会規則第6号）第2条に規定する事務を除く。））を分担処理するため、次の部課等を置く。

部	課等	係
学校教育部	教育総務課	企画総務係
	学校教育課	指導係 教職員係
	学事課	学事係 学校管理係
	教育研究所	
	東部学校給食センター	
	西部学校給食センター	
こども未来部	子育て企画課	子育て企画係 子育て応援係
	保育教育課	保育教育係 園管理係
社会教育部	社会教育課	生涯学習係 スポーツ振興係
	文化財課	文化財係

	中央図書館	図書館係 市史編さん係
	田園交響ホール	

(職の設置)

第3条 部に部長、課等に課長、所長又は館長（以下「課長等」という。）、係に係長を置く。

2 部に次長、課等に課参事、副課長及び課長補佐を置くことができる。

3 課等に指導主事、社会教育主事及び学芸員を置くことができる。

(職務)

第4条 学校教育部長は、教育長の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、事務局の総括調整を行う。

2 こども未来部長及び社会教育部長は、教育長の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 次長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 課長等及び課参事は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所属事務の執行に当たる。

5 副課長は、課長等を補佐し、課長等に事故があるときは、その職務を代理する。

6 課長補佐は、課長等又は副課長を補佐し、課長等又は副課長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 係長は、上司の命を受け、所管事務を処理するとともに、所属職員を指揮監督し、指導教育に当たる。

8 指導主事及び社会教育主事は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、専門的な指導及び助言を行い、事務を処理する。

9 主査は、上司の命を受け、担任の事務を処理する。

10 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

11 前項までに定める職員以外の職員は、所属上司の指揮監督を受け、職務上の命令に従い事務等に従事する。

(分掌事務)

第5条 課等及び係の分掌する事務は、別表第1のとおりとする。

2 事務局の総合調整を担当する課は、学校教育部教育総務課とする。

3 部及び課等の事務を効果的に処理するため、グループ制を採用することができる。

(分掌事務の補完)

第6条 次に掲げる事務については、部長が教育長の承認を得て、所掌する課等を指定する。

(1) 主管の明らかでない事務

(2) 特命に属する事務

(教育、文化、児童福祉施設等)

第7条 教育委員会が所管する教育、文化及び児童福祉施設並びにこれを所管する事務局の課等は、別表第2のとおりとする。

(総括課)

第8条 部における予算決算、庶務及び部内の連絡調整を総括して行う課（以下「総括課」という。）を部内に置く。

2 前項の総括課は、別表第3のとおりとする。

(事務局職員の勤務時間等及び服務)

第9条 事務局職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、丹波篠山市職員の勤務時間等に関する規則（平成11年篠山市規則第11号）の規定を準用する。

2 事務局職員の服務に関しては、丹波篠山市公正な職務の執行の確保に関する条例（平成22年篠山市条例第42号）及び丹波篠山市職員服務規程（平成11年篠山市規程第10号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織及び運営に関し、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に次表左欄に掲げる所属に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとみなす。

旧 所 属	新 所 属	
教育総務課	学校教育部	教育総務課
学校教育課	学校教育部	学校教育課
学事課	学校教育部	学事課
こども未来課	こども未来部	子育て企画課 保育教育課
社会教育課	社会教育部	社会教育課
文化財課	社会教育部	文化財課

別表第1（第5条関係）

学校教育部

教育総務課

企画総務係

- (1) 教育長及び教育委員に関すること。
- (2) 教育委員会の会議に関すること。
- (3) 儀式及び表彰に関すること。
- (4) 規則等の制定並びに告示及び公示に関すること。
- (5) 教育委員会の点検及び評価に関すること。
- (6) 公印に関すること。
- (7) 職員の任用、服務及び賞罰に関すること。
- (8) 職員の給与、共済及び福利厚生に関すること。
- (9) 寄附採納に関すること。

- (10) 議会に提出する議案等に関すること。
- (11) 市内高校進学対策に関すること。
- (12) 教育振興基本計画に関すること。
- (13) ふるさと創生奨学金に関すること。
- (14) 職員の研修に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (15) 統計調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (16) 総合教育会議に関すること。
- (17) 学校適正配置に関すること。
- (18) 事務局の総合調整及び予算決算の総括に関すること
- (19) 部の総括に関すること。

学校教育課

指導係

- (1) 小学校、中学校及び特別支援学校教育の指導助言に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 教職員の研修に関すること。
- (4) 生徒指導に関すること。
- (5) 進路指導に関すること。
- (6) 特別支援教育に関すること。
- (7) 体験教育に関すること。
- (8) 学校教育活動の支援に関すること。

教職員係

- (1) 県費負担教職員の人事内申及び服務監督に関すること。
- (2) 県費負担教職員の健康管理、安全衛生、福利厚生及び公務災害等の補償に関すること。
- (3) 市費会計年度任用職員の勤務に関すること。
- (4) 学級編制に関すること。
- (5) 県費負担事務職員の研修に関すること。
- (6) 教職員等の表彰及び賞勲に関すること。
- (7) 共済組合、学校厚生会等との連絡調整に関すること。
- (8) 教員の免許状に関すること。
- (9) 職員団体に関すること。
- (10) 県費負担教職員の人事統計に関すること。
- (11) 教育実習に関すること。

学事課

学事係

- (1) 園児、児童及び生徒数の統計調査及び学校基本調査に関すること。
- (2) 児童及び生徒の就学事務に関すること。
- (3) 教科用図書採択及び給与事務に関すること。
- (4) 就学援助費等扶助費及び補助金に関すること。
- (5) スクールバスに関すること。

- (6) 学校保健に関すること。
- (7) 学校給食費に関すること。
- (8) 通学路安全対策に関すること。

学校管理係

- (1) 学校施設の整備及び検討に関すること。
- (2) 学校施設の管理に関すること。
- (3) 学校施設の備品整理及び管理に関すること。
- (4) 学校用地の維持管理に関すること。
- (5) 学校の予算決算に関すること。

教育研究所

- (1) 教育の現状について科学的な調査及び研究に関すること。
- (2) 課題となっている教育内容の分野（学校園経営、学力向上、生徒指導、特別支援教育、幼児教育、教育の情報化等）に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 教育関係職員の資質及び能力の向上に関すること。
- (4) 幼児、児童、生徒及びその関係者並びに教育関係職員の教育相談及び育成支援に関すること。
- (5) 教育実践及び研究に関する情報並びに文献の収集、整理及び活用に関すること。
- (6) その他教育の充実及び振興に関すること。

東部学校給食センター

- (1) 学校給食センターの管理運営に関すること。
- (2) 学校給食の献立の企画及び物資調達に関すること。

西部学校給食センター

- (1) 学校給食センターの管理運営に関すること。
- (2) 学校給食の献立の企画及び物資調達に関すること。

こども未来部

子育て企画課

子育て企画係

- (1) 子育て施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 子育て施策の広報に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業に関すること。
- (4) 子ども・子育て会議に関すること。
- (5) 保育園、幼稚園及びこども園のあり方に関すること。
- (6) 部の総括に関すること。

子育て応援係

- (1) 子育てふれいあいセンターに関すること。
- (2) 放課後児童クラブに関すること。
- (3) 病児保育に関すること。
- (4) 一時預かり事業に関すること。
- (5) チルドレンズミュージアムに関すること。
- (6) その他子育て支援に関すること。

保育教育課

保育教育係

- (1) 園の運営及び指導に関する事。
- (2) 教育課程の編成に関する事。
- (3) 早期発達支援に関する事。
- (4) 就園事務に関する事。
- (5) 子どものための教育及び保育給付に関する事。
- (6) 子育てのための施設等利用給付に関する事。
- (7) 預かり保育に関する事。
- (8) 幼保派遣支援員に関する事。

園管理係

- (1) 園の予算決算に関する事。
- (2) 園施設の管理及び整備に関する事。
- (3) 園備品の整理及び管理に関する事。
- (4) 園用地の維持管理に関する事。
- (5) 保育料に関する事。
- (6) 園児バス利用料に関する事。
- (7) 園給食費に関する事。
- (8) 入園前検診に関する事。
- (9) 保険事務に関する事。

社会教育部

社会教育課

生涯学習係

- (1) 生涯学習の総合企画に関する事。
- (2) 生涯学習関係の委員会等に関する事。
- (3) 生涯学習施設間の総合調整に関する事。
- (4) 身体障害者社会学級に関する事。
- (5) 国際理解に関する事。
- (6) 人権教育に関する協議、調整及び連絡に関する事。
- (7) 青少年育成の総合企画に関する事。
- (8) 青少年関係の委員会等に関する事。
- (9) 青少年関係機関等の育成、連携及び調整に関する事。
- (10) 丹波少年自然の家に関する事。
- (11) 丹波篠山市展に関する事。
- (12) 部の総括に関する事

スポーツ振興係

- (1) スポーツの総合企画に関する事。
- (2) スポーツ関係の委員会等に関する事。
- (3) 丹波篠山ABCマラソンに関する事。
- (4) スポーツ団体の活動支援に関する事。

- (5) 社会体育施設の連携及び調整に関すること。
- (6) 学校体育施設の開放に関すること。
- (7) 社会教育施設の管理に関すること。
- (8) スポーツの普及に関すること。
- (9) 各種スポーツイベントに関すること。

文化財課

文化財係

- (1) 地域文化の総合企画に関すること。
- (2) 歴史文化施設の管理及び運営に関すること。
- (3) 展示及び収蔵資料の管理に関すること。
- (4) 歴史文化関係の委員会等に関すること。
- (5) 文化財の保存及び活用に関すること。
- (6) 文化財の調査及び指導に関すること。
- (7) 国史跡の保存及び整備に関すること。
- (8) 伝統的建造物群保存地区の保存及び整備に関すること。
- (9) 篠山層群化石等資源の保存及び活用に関すること。

田園交響ホール

- (1) 田園交響ホールの総合企画に関すること。
- (2) 田園交響ホールの管理運営に関すること。
- (3) さぎそうホールの管理運営に関すること。
- (4) 自主事業に関すること。
- (5) ボランティアスタッフに関すること。

中央図書館

図書館係

- (1) 図書館の総合企画に関すること。
- (2) 資料及び情報の収集、整理及び保存に関すること。
- (3) 資料及び情報の利用、調査及び相談に関すること。
- (4) 関係機関との相互利用及び協力に関すること。
- (5) 読書活動の推進に関すること。
- (6) 図書館の管理運営に関すること。

市史編さん係

- (1) 市史編さんに関すること。

別表第2（第7条関係）

施設を所管する事務局の課等	教育・文化・児童福祉施設
学校教育部学校教育課	適応指導教室ゆめハウス
こども未来部保育教育課	保育所 幼稚園 認定こども園

	預かり保育施設 早期発達支援室
こども未来部子育て企画課	子育てふれあいセンター 放課後児童クラブ 病児保育室にこにこ 篠山チルドレンズミュージアム おとわの森子育てママフィールド ファミリーサポートセンター
社会教育部社会教育課	丹波篠山総合スポーツセンター 西紀運動公園 畑スポーツ施設
社会教育部文化財課	篠山城大書院 歴史美術館 青山歴史村 武家屋敷安間家史料館 太古の生きもの館
社会教育部田園交響ホール	さぎそうホール
社会教育部中央図書館	市民センター図書コーナー

別表第3（第8条関係）

部	総括課
学校教育部	教育総務課
こども未来部	子育て企画課
社会教育部	社会教育課

議案第29号

丹波篠山市教育長の職務代理者に関する規則の制定について

丹波篠山市教育長の職務代理者に関する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市教育長の職務代理者に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項に規定に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときにその職務を代理するもの（以下「教育長職務代理者」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（教育長職務代理者の指定）

第2条 教育長職務代理者は、丹波篠山市教育委員会会議規則（平成11年篠山市教育委員会規則第2号）第5条に定める者とする。

（事務の委任）

第3条 教育長職務代理者は、丹波篠山市教育委員会事務委任規則（平成11年篠山市教育委員会規則第4号）第2条の規定に基づき、教育長に委任された事務について、事務局職員を指定して委任することができる。

（事務局職員の指定等）

第4条 前条の規定により教育長職務代理者が指定する職員は、部長の職にある者とし、その順序は丹波篠山市教育委員会事務局の内部組織及び事務分掌規則（令和4年丹波篠山市教育委員会規則第●号）第2条第2項に規定する部の順序とする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、教育長職務代理者に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第30号

丹波篠山市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

丹波篠山市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1項第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

丹波篠山市病児保育事業実施要綱（平成28年篠山市教育委員会要綱第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は市内保育所等に在籍」を「市内保育所等に在籍し、又は市外に居住し、かつ、保護者が市内に在勤」に改める。

第6条第1項中「別に定める。」を「次のとおりとする。」に改める。

第6条の3項の次に次の2項を加える。

4 実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日。）及び年末年始を除く。

5 実施時間は、午前8時から午後5時15分までとする。ただし、延長実施時間として、午後5時30分まで利用可能とする。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

利用者の世帯区分	利用者の負担額（1人1回日額）	利用時間を延長した場合の負担額
市内に居住し、又は市内保育所等に在籍する生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び前年分市民税非課税世帯	無料	無料
上記以外の世帯	市内に居住し、又は市内保育所等に在籍する世帯 2,000円。ただし、きょうだい同日利用の場合は、2人目以降については1人当たり500円を減額する。	利用者の負担額に1人1回当たり500円を加算する。

市外に居住し、かつ、保護者が市内に在勤する世帯	3,000円	利用者の負担額に1人1回当たり500円を加算する。
-------------------------	--------	---------------------------

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 3 1 号

丹波篠山市副食費補助事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

丹波篠山市副食費補助事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 4 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市副食費補助事業実施要綱の一部を改正する要綱

丹波篠山市副食費補助事業実施要綱（令和 2 年丹波篠山市教育委員会要綱第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

丹波篠山市給食費補助事業実施要綱

第 1 条中「3 歳以上の」を削り、「副食費」を「給食費」に改める。

第 2 条第 1 号中「であって、入園した年度の初日の前日において 3 歳に達している児童」を削り、同条第 7 号中「副食費」を「給食費」に改め、同条第 9 号中「副食費」を「給食費」に、「給食費のうち、主食費を除くもの」を「給食に係る費用」に改める。

第 3 条中「副食費」を「給食費」に改める。

第 4 条の表を次のように改める。

対象児童	補助率及び限度額
同一世帯において、就学前保育・教育施設の在籍者又は小学 1 年生から 3 年生までに在籍する児童を年齢の高い順に数え、2 人目に当たる満 3 歳の 1 号認定児童又は新 1 号認定児童（同順位の児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	給食費の 1 / 2 以内とし、月額 3, 0 8 0 円を限度とする。ただし、土曜日の利用があった場合は、1 食当たり 1 2 5 円以内で加算することができる。
同一世帯において、就学前保育・教育施設の在籍者を年齢の高い順に数え、2 人目に当たる満 3 歳の 2 号認定児童又は新 2 号認定児童（同順位の児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	
同一世帯の兄弟姉妹が 2 人以上いる場合の当該世帯の 2 人目の満 4 歳以上の児童	
生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯又は市民税非課税世帯に属する新 3 号認	給食費の全額とし、月額 6, 1 5 0 円を限度とする。ただし、土曜日の

定児童	利用があった場合は、1食当たり250円以内で加算することができる。
生活保護法による被保護世帯、市民税非課税世帯又は市民税所得割額77,101円未満の世帯に属する満3歳以上の児童	
同一世帯において、就学前保育・教育施設の在籍者又は小学1年生から3年生までに在籍する児童を年齢の高い順に数え、3人目以降に当たる満3歳の1号認定児童又は新1号認定児童	
同一世帯において、就学前保育・教育施設の在籍者を年齢の高い順に数え、3人目以降に当たる満3歳の2号認定児童又は新2号認定児童	
同一世帯の兄弟姉妹が3人以上いる場合の当該世帯の3人目以降の満4歳以上の児童	

第5条中「丹波篠山市副食費補助金交付申請書」を「丹波篠山市給食費補助金交付申請書」に、「副食費の」を「給食費の」に改める。

第6条中「丹波篠山市副食費補助決定通知書」を「丹波篠山市給食費補助決定通知書」に改める。

第7条第1項中「丹波篠山市副食費補助金請求書」を「丹波篠山市給食費補助金請求書」に改める。

第8条第3項中「丹波篠山市副食費補助金請求書（代理人用）」を「丹波篠山市給食費補助金請求書（代理人用）」に改める。

様式第1号中「丹波篠山市副食費補助金交付申請書」を「丹波篠山市給食費補助金交付申請書」に、「丹波篠山市副食費補助事業実施要綱」を「丹波篠山市給食費補助事業実施要綱」に、「副食費補助金の」を「給食費補助金の」に、「副食に」を「給食に」に改める。

様式第2号中「丹波篠山市副食費補助決定通知書」を「丹波篠山市給食費補助決定通知書」に、「副食費の」を「給食費の」に改める。

様式第3号中「丹波篠山市副食費補助金請求書」を「丹波篠山市給食費補助金請求書」に、「副食費の」を「給食費の」に、「丹波篠山市副食費補助事業実施要綱」を「丹波篠山市給食費補助事業実施要綱」に改める。

様式第4号中「丹波篠山市副食費補助金請求書（代理人用）」を「丹波篠山市給食費補助金請求書（代理人用）」に、「丹波篠山市副食費補助金交付要綱」を「丹波篠山市給食費補助事業実施要綱」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

協議第10号

「令和4年度丹波篠山の教育」概要版について

「令和4年度丹波篠山の教育」概要版について、教育委員会の協議を求める。

令和4年3月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

「丹波篠山の教育」 概要版 掲載状況一覧

項 目	担当当課	概要版掲載						
		R4 (案)	R3	R2	R1	H30	H29	H28
施策の基本方向1 子どもの根っこを育てる乳幼児教育の推進								
1-1 “子育ていちばん”に向けて								
(1) 乳幼児の心身づくり	こども未来課							○
(2) 就学前の保育環境の整備	こども未来課	○	○	○	○	○	○	
(3) 幼児のうたまつりの実施	こども未来課		—	—		○		○
1-2 子どもの根っこを育てる環境づくり								
(1) ふた葉プロジェクトの推進	こども未来課		○	○	○		○	○
(2) 眠育の推進	こども未来課	○						
(3) 食育の推進	こども未来課	○				○		
(4) あそびの推進	こども未来課	○						
1-3 乳幼児教育の充実								
(1) 乳幼児教育の推進	こども未来課		○	○	○			
(2) 子どもの体幹を鍛える取組	こども未来課		○	○	○	○	○	○
(3) 諸感覚を発達させる保育・教育活動	こども未来課		○	○	○	○	○	
1-4 子ども・子育て支援の体制づくり								
(1) 子育て相談の充実	こども未来課						○	
(2) 病児保育事業の実施	こども未来課	○	○	○	○	○	○	○
(3) 放課後児童健全育成事業の充実	こども未来課	○	○	○	○	○		○
(4) 幼稚園預かり保育の充実	こども未来課		○	○	—	—	—	—

施策の基本方向2 生きる力を培い創造性を伸ばす教育の推進								
2-1 確かな学力の確立								
(1) 丹波篠山市学力・生活習慣状況調査の実施	教育研究所							○
(2) 学力向上プロジェクト事業	教育研究所	○		○	○	○	○	○
(3) 主体的な学習習慣の育成	教育研究所	○	○	○	○	—	—	—
(4) 指定研究事業の充実	教育研究所				○	○		
(5) 兵庫型新学習システム等の推進	教育研究所							
(6) 読書活動の充実	学校教育課	○	○	○	○	○		○
(7) 情報活用能力の育成	教育研究所	○	○	○	○	○	○	
(8) 外国語教育の充実	学校教育課	○	○	○	○	○	○※	○※
(9) 国際理解・多文化共生教育の推進	学校教育課							○
(10) 海外からの視察等の受入及び関わりの充実	学校教育課	—						
(11) イングリッシュ・デイ・キャンプの開催	学校教育課	—	—	—	○			
2-2 豊かな心の育成								
(1) 道徳教育の充実	学校教育課	○	○	○	○	○	○	○
(2) 学校における人権教育の充実	教育研究所	○	○	○	○			○
(3) 帰国・外国人児童生徒園児支援事業の充実	学校教育課		○			○		
(4) 情報モラル教育や研修の充実 デジタル・シティズンシップ教育や研修の充実	教育研究所	○	○	○	○	○		○
(5) 環境体験事業の充実	学校教育課			○	○	○	○	○
(6) 環境教育の実践	学校教育課	○	○					
(7) 自然学校の充実	学校教育課			○	○	○	○	○
(8) わくわくオーケストラ教室の充実	学校教育課					○		
(9) トライやる・ウィークの充実	学校教育課	○	○	○	○	○	○	○
(10) 「トライやる」アクションの充実	学校教育課	○	○	○	○		○	○
(11) あいさつの実践	教育研究所		○	○	○	○	○	○
(12) ボランティア(地域貢献)活動の推進	教育研究所		○	○	○	—	—	—

項 目	担当当課	概要版掲載						
		R4 (案)	R3	R2	R1	H30	H29	H28
2-3 健やかな体の育成								
(1)「丹波篠山市小・特別支援学校陸上記録会」の実施	学校教育課	—	—	○	○	○		○
(1) 体力・運動能力調査の実施	学校教育課	○	○	○	○	○		○
(2) 学校における食育の推進	教育研究所						○	
(3) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実	学校教育課						○	
(4) 部活動支援事業 部活動の充実	学校教育課	○	○	○	○	○	○	
(5) 部活動のあり方検討プロジェクト事業	学校教育課	—	—	○	○	—	—	—
(5) 学齢期における胃がんリスク防止の取組	学事課							○
(6) 疫学研究への協力	学事課							○
2-4 社会的自立に向けたキャリア形成の支援								
(1) キャリア教育の推進	学校教育課	○	○	○	○	○	○	○
(2) 小中連携心のサポート事業の実施	学校教育課	○	○	○	○	○		○
(3) スクールブリッジ事業の推進	学校教育課					○		
2-5 特別支援教育の充実								
(1) 早期発達支援室の運営	こども未来課		○	○	○	—	—	—
(2) 校内外体制の整備及び広域的・有機的なネットワークの形成	学校教育課	○	○	○	○		○	
(3) 障がいのある幼児児童生徒への合理的配慮の提供	学校教育課	○	○	○	○	○		○
(4) 特別支援学校の充実	学校教育課							
(5)「個別の教育支援計画(サポートファイル)」を活用した関係機関との連携強化	学校教育課				○	○		
(6) たんばささやまキッズ発達支援チームの設置	学校教育課						○	
(7) 特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援	学校教育課							○
施策の基本方向3 子どもの学びを支える環境づくりの推進								
3-1 安全安心で質の高い学習環境の整備								
(1) 地域に信頼される安全で安心な学校園づくり	教育研究所	○	○	○	○	○	○	○
(2) 安全安心な通学環境の整備	学事課・学校教育課	○						
(3) 防災教育・防災体制の充実	学校教育課							
(4) 学校施設の充実	学事課		○	○	○	○	○	○
(5) 丹波篠山産木材を活用した教育環境づくり	こども未来課	○	○	○	○	○		○
(6) スクールバスの更新	学事課	—						
(7) 遠距離通学者への補助	学事課	—						
(6) (8) 学校の適正規模・適正配置	教育総務課						○	
(7) (9) スクールロイヤールの配置	学校教育課				○	—	—	—
(8) (10) GIGAスクール構想における学びの充実	教育研究所	○	○	—	—	—	—	—
3-2 地域とともにある学校づくり								
(1) コミュニティ・スクールの推進	教育研究所	○	○	○	○	○	○	○
(2) オープンスクールの充実	教育研究所							
(3) 青少年育成に係るインターネット社会への対応	社会教育課	○	○	○	○	○	○	○
(4) ひょうご放課後プランの充実 放課後子ども教室の開催	社会教育課	○	○	○	○			
(5) 子どもの居場所づくり推進事業「通学合宿」の実施	社会教育課	○	○	○	○			
(6) 子どもの居場所づくり推進事業「トライしようDAY」の実施	社会教育課	○	○	○	○			
(7) 青少年健全育成団体との連携強化	社会教育課							
3-3 家庭の教育力の向上								
(1) PTCAフォーラムの開催 家庭、学校、地域が共に学べる機会の提供	社会教育課					○		○
(2) 子育て相談の充実【1-4(1)再掲】	こども未来課							
(3) 家庭教育支援事業の実施(※)	公民館		○	○	○		○	○
(4) 家庭への情報提供(※)	公民館				—	—	—	—
3-4 教職員の資質能力の向上								
(1) 効果的・組織的な学校運営	教育研究所							○
(2) いじめの防止等への的確な対応	学校教育課	○	○	○	○	○		○
(3) 生徒指導体制(組織的対応)の充実	学校教育課							
(4) 相談体制の充実	教育研究所	○						
(5) 職能成長を支える研修機会の活用	教育研究所						○	
(6) 人権教育に係る研修の充実	教育研究所							
(7) 教職員のメンタルヘルス	学校教育課							
(8) 教職員の勤務時間適正化及び業務の効率化の推進	学校教育課	○	○	○	○	○		○
(9) 丹波篠山市教育研究所の設置—丹波篠山市教育研究所の取組	教育研究所	○	○	○	—	—	—	—

項目	担当当課	概要版掲載						
		R4 (案)	R3	R2	R1	H30	H29	H28
(0)丹波篠山市教育研究所(仮称)の準備	学校教育課		-	-	○		○	
(0)篠山市教育支援センターの充実	学校教育課		-	-				
3-5 保幼小中高大の連携								
(1)保幼小連携の強化	こども未来課	○	○	○	○	○	○	○
(2)中高連携の推進	学校教育課	○	○	○	○	○	○	○
(3)大学との事業連携	教育総務課							○

施策の基本方向4 人生100年時代を豊かに生きる学びの推進

4-1 主体的に生きるための学びと場の充実								
(1)「第2次丹波篠山市立図書館ビジョン」による図書館運営	中央図書館	○	○	○	○	○	○	○
(2)図書館資料の収集及び提供	中央図書館							
(3)市民センター図書コーナーと配本所の運営の充実	中央図書館	○	○	○				
(4)中央図書館と学校園との連携	中央図書館							
(5)地域資料の整理・保存・電子書籍化	中央図書館				○			
(6)障がい者社会学級の運営支援	社会教育課	○	○	○	○	○		
(7)在住外国人住民に対する学習支援	社会教育課	○	○	○	○			
(8)丹波篠山市高齢者大学の充実(※)	公民館	○	○	○	○	○	○	○
(9)青少年行動力等開発プログラム事業の実施(※)	公民館							
(10)視聴覚機器を活用した教育活動の支援(※)	総務課							○
(11)地域映像の収集と活用(※)	総務課	○				○		○
(12)ICTふれあいサロンの運営(※)	総務課							
(13)丹波篠山映像祭の実施(※)	総務課		○	○	○		○	
(14)丹波篠山市史編さん事業	中央図書館	○	○	○		-	-	-
4-2 スポーツの推進								
(1)スポーツ活動の充実と推進	社会教育課							○
(2)丹波篠山ABCマラソンの開催	社会教育課		○	○	○	○		
(3)TAMBASAYAMA2020事業の推進ライジングスター育成事業の推進	社会教育課	○	○	○	○	○	○	○
(4)丹波篠山総合スポーツセンター、西紀運動公園の管理運営	社会教育課	○						
(5)東京2020オリンピック・パラリンピックの開催	社会教育課	-	○					
4-3 文化財と町並みの保存と活用								
(1)歴史文化基本構想(文化財保存活用地域計画)推進事業の実施	文化財課	○	○	○	○		○	○
(2)国史跡の環境整備	文化財課	○	○	○	○	○	○	
(3)篠山地区と福住地区における町並みの保存と活用	文化財課	○	○	○	○	○	○	○
(4)篠山春日能の充実	文化財課							
4-4 文化・芸術の振興								
(1)丹波篠山市立文化施設4館運営の充実	文化財課	○	○	○	○	○		○
(2)丹波篠山市展の充実開催	社会教育課						○	
(3)交響ホール主催事業の実施	田園交響ホール	○	○	○	○	○	○	○
(4)交響ホールボランティアスタッフの育成と連携	田園交響ホール							
(5)市民ニーズに沿ったホールの利活用	田園交響ホール							
4-5 自然遺産に学ぶ教育の充実								
(1)脊椎動物化石保護・活用事業	文化財課	○	○	○	○	○	○	○
(2)学校における化石を生かした取組の推進	文化財課							

項 目	主担当課	概要版掲載						
		R4 (案)	R3	R2	R1	H30	H29	H28

施策の基本方向5 郷土を愛し誇りに思う人材育成の推進

5-1 ふるさと丹波篠山を愛する心の育成							
(1) 郷土を知る取組	教育研究所	○	○	○			
(2) 学校における食農教育の推進	学校教育課					○	
(3) ふるさと創生奨学金の活用貸与	教育総務課					○	○
(4) 丹波ささやま市民文化講座の実施(※)	公民館				○		○
(5) 丹波ささやまおもしろゼミナールの実施(※)	公民館				○		○
(6) 古文書入門講座の実施(※)	公民館		○		○		○
(7) はたちのつどい成人式の開催(※)	公民館	○					
(8) 郷土味学(みがく)講座の実施(※)	公民館	○	○	○		○	○
(9) ふるさと愛を育み交流を深める事業の推進(※)	公民館						
(10) 丹波篠山茶の活用	学校教育課・学事課		-	-		-	-
(10) 「わたしたちの篠山市」「篠山ふるさとガイドブック」の活用	学校教育課		-	-	○	○	○
5-2 学校給食の充実と食育の推進							
(1) 丹波篠山産コシヒカリ・地元食材を活用した学校給食の充実	学校給食センター	○	○	○	○	○	○
(2) 丹波篠山らしい特色ある献立づくりの充実	学校給食センター	○	○	○	○	○	○
(3) 食育推進活動の充実	学校給食センター	○	○				
(4) かぞくdeおいしんぼクッキングの実施(※)	公民館					○	○

教育行政全体としての取組 市民に開かれた教育行政をめざして

(1) 丹波篠山市教育大綱に基づく教育施策の推進	教育総務課						
(2) 丹波篠山きらめき教育プランに基づく教育の推進	教育総務課				○		
(3) 教育委員会活動の充実	教育総務課						
(4) 点検・評価の充実	教育総務課						
掲 載 計		59	65	64	69	56	44

協議第11号

「丹波篠山市立学校園医療的ケアガイドライン」の策定について

「丹波篠山市立学校園医療的ケアガイドライン」の策定について、教育委員会の協議を求める。

令和4年3月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊1》

報告 1

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和4年3月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No	品目	数量	価格	備考
1	①ランドセルカバー ②うさちゃんクラブ ワッペン	① 333 枚 ② 255 個	107,250 円	園児・児童の交通安全を願い、令和4年度小学校新1年生にランドセルカバー、幼稚園・こども園入園児にうさちゃんクラブワッペンを贈呈
2	大型4Kテレビ・テレビ台	1セット	243,000 円	大山小学校で教材提示等教育用として活用のため

報告 2

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和4年3月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No	名称	実施日	団体	場所
1	兵庫県立ささやまの森公園 『森の学校』	令和4年5月7日～ 令和5年3月4日 年間計10回	兵庫県立ささやまの森公園 公園長 花村 諭	兵庫県立ささやまの森公園
2	第28回 丹波篠山市吹奏楽連盟定期演奏会	令和4年3月20日	丹波篠山市吹奏楽連盟 会長 小川 浩一	丹波篠山市立田園交響ホール
3	丹波篠山ヴィオラマスタークラス2022	令和4年3月27日～4月3日	丹波篠山ヴィオラマスタークラス2022実行委員会 委員長 萩森 学	丹波篠山市立田園交響ホール
4	第76回兵庫県民体育大会(令和4年4月に名称変更の予定)	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	兵庫県教育委員会 兵庫県教育長 西上 三鶴	県内23市町、県外4市町
5	第5回 丹波篠山市明るい選挙啓発ポスターコンクール	令和4年6月1日～ 令和4年9月9日	丹波篠山市明るい選挙推進協議会 会長 角 一美	丹波篠山市内
6	第34回丹波の森ウッドクラフト展(木のおもちゃ大賞展)	(一般の部) 公募期間:令和4年7月1日～8月14日 展示期間:令和4年9月10日～9月25日 (ジュニアの部) 公募期間:令和4年8月2日～9月15日 展示期間:令和4年10月15日～10月30日	丹波の森ウッドクラフト展実行委員会 委員長 渋谷 寿	兵庫県立丹波年輪の里・木の館ホール

	名称	実施日	団体	場所
7	第28回 丹波篠山盆桜展	令和4年4月1日～ 4月6日	丹波篠山盆栽会 会長 小山 辰彦	篠山城大書院 (虎の間、孔雀の間)

報告 3

小中学校児童生徒の問題行動等（1、2月分）について

小中学校児童生徒の問題行動等（1、2月分）について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和4年3月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和2年・令和3年度 小学校児童の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和4年2月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	R2						2	1		1			4	
			R3									1			1	
		学校外	R2													
			R3													
	生徒間暴力	学校内	R2			2			1							3
			R3						1		1		1		3	
		学校外	R2													
			R3													
	対人暴力	学校内	R2													
			R3													
		学校外	R2													
			R3													
	器物損壊		R2							1		1		1		3
			R3													
	恐 喝		R2													
			R3													
窃盗・万引き等		R2														
		R3							1						1	
その他(強盗・放火等)		R2														
		R3														
ぐ 犯 不良行為	怠情浪費	深夜はいかい	R2													
			R3													
		家 出	R2													
			R3									1				1
	無断外泊	R2														
		R3														
	金品持ち出し	R2														
		R3														
	飲酒喫煙等	不健全性的行為	R2													
			R3													
		飲 酒	R2													
			R3													
	喫 煙	R2														
		R3														
	薬物乱用	R2														
		R3														
粗暴	けんか	R2					1						1		2	
		R3														
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R2		1	1			5	40	24	19	13	8	8	119	
		R3		2	1			1	1	3	2	1	2		13	
無免許運転		R2														
		R3														
いじめ		R2	1		6	4	3	2	3	2	2	1	7	1	32	
		R3	2	2	6				2	7	1	1			21	
合 計		R2	1	1	9	4	4	8	46	27	22	15	17	9	163	
		R3	2	4	7			2	4	10	5	3	3		40	

不登校	R2児童数	R2				4	5	7	8	9	10	15	16	17
	1986					0.20%	0.25%	0.35%	0.40%	0.45%	0.50%	0.76%	0.81%	0.86%
	R3児童数	R3		2	7	12	12	15	16	16	18	18	21	
	1979			0.10%	0.35%	0.61%	0.61%	0.76%	0.81%	0.81%	0.91%	0.91%	1.06%	

令和2年・令和3年度 中学校生徒の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和4年2月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	R2														
			R3														
		学校外	R2														
			R3														
	生徒間暴力	学校内	R2			1	2		2		1	1	1	2	2	12	
			R3		6	2			1	5		2	1	1		18	
		学校外	R2														
			R3	1													1
	対人暴力	学校内	R2														
			R3														
		学校外	R2														
			R3														
	器物損壊	R2									1					1	
		R3								1						1	
	恐 喝	R2						1								1	
		R3															
窃盗・万引き等	R2																
	R3																
その他(強盗・放火等)	R2																
	R3										1				1		
ぐ 犯 不良行為	怠惰浪費	深夜はいかい	R2														
			R3														
		家 出	R2									1					1
			R3	1					1								2
	無断外泊	R2															
		R3															
	金品持ち出し	R2															
		R3															
	不健全性的行為	R2															
		R3											2	1		3	
	飲酒喫煙等	飲 酒	R2														
			R3														
		喫 煙	R2														
			R3														
	薬物乱用	R2															
		R3															
粗暴	けんか	R2							1							1	
		R3															
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)	R2				2	1	2	1	3	3	6	5	6	1	30		
	R3	4	3	3	2	2	4	5	12	5	5	7			52		
無免許運転	R2																
	R3																
いじめ	R2				5	1		4	1	4	1		2		18		
	R3	1	3			5		1	1	1	2		4		18		
合 計	R2				8	4	3	8	4	10	8	6	10	3	64		
	R3	7	12		5	7	3	6	12	13	10	8	13		96		

不登校	R2生徒数	R2				10	13	18	26	29	32	33	36	38
	949	R3				1.05%	1.37%	1.90%	2.74%	3.06%	3.37%	3.48%	3.79%	4.00%
	R3生徒数	R3		8	19	22	23	27	33	42	45	44	46	
977			0.82%	1.94%	2.25%	2.35%	2.76%	3.38%	4.30%	4.61%	4.50%	4.71%		

報告 4

令和3年度2、3月小・中・特別支援学校定例校長会について

令和3年度2、3月小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和4年3月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊2、3》

報告 5

「丹波篠山市歴史美術館の資料にかかる事案」について

「丹波篠山市歴史美術館の資料にかかる事案」について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和4年3月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

報告 6 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
			2/9 10:00 2月 定例校長会 (丹南健康 福祉センタ ー) 16:00 所属 長会議 (2-201)	2/10 9:30 来客あ り	2/11 建国記 念の日 9:15 三宅剣 龍賞・みどり 賞 (市民セ ンター)	2/12
2/13 13:00 新採 用教員面談 (市民セン ター)	2/14	2/15 9:30 市議会 弥生会議本 会議(第2 日):施政方 針・当初予算	2/16 8:30 政策 会議(301) 9:00 R4 施 政方針にか かる主要事 業市長ヒア リング(応 接室) 11:00 予算 決算委員会 (表決) 16:00 来客 あり	2/17 9:00 来客あ り 11:20 たき 学園閉講式 (ハートピ アセンター) 16:00 所属 長会議 (2-301.302)	2/18 10:00 教育 委員協議 (2-303) 11:00 教育 委員・市長懇 談会(応接 室) 13:30 中学 校長会2月 定例会(四季 の森生涯学 習センター)	2/19
2/20	2/21 10:00 第35 回新型コロナ 対策本部 会議 (2-301.302) 11:00 協議 (教育長室)	2/22 8:30 政策会 議(301) 10:00 小学 校長会2月定 例会(城北畑 小) 16:00 所属 長会議 (2-301.302)	2/23 天皇誕 生日 10:00 若者 たちでまち づくり会議 市長報告 (丹波篠山 フィールド ステーショ ン)	2/24 14:00 丹波 地区教育委 員会連合会 第2回研修 会 (2-301.302) 16:30 教育 委員協議会 (2-301.302) 17:30 臨時 教育委員会 (2-301.302)	2/25 11:20 たん なん学園閉 講式(四季の 森生涯学習 C) 14:00 【3月】 定例教育委 員会議案検 討会(2-303)	2/26 10:00 旧後 川小学校遊 具完成式(旧 後川小学校 跡地)

2/27	2/28 13:00 総務 文教常任委 員会(協議会 室) 14:40 来客 あり 16:30 協議	3/1 9:30 市議会 弥生会議本 会議(第3 日):委員長 報告 13:00 一般 質問答弁方 針検討会 (2-303)	3/2 8:30 部長 会・政策会 議(301)	3/3 9:00 ヒアリ ング(2-303) 15:30 若者 まちづくり 会議提案の 市長協議(応 接室) 16:00 所属 長会議 (2-301.302)	3/4 9:00 ヒアリ ング(2-303) 13:00 来客 あり 14:00 来客 あり 15:00 来客 あり 17:15 優秀 教職員表彰 受賞者への 表彰伝達(教 育長室)	3/5 10:00 来客 あり 12:55 正職 員採用試験 (幼保職) (市民センタ ー)
3/6	3/7 10:00 3月 定例校長会 (丹南健康福 祉センター) 13:00 一般 質問答弁確 認会(2-303) 19:00 今田 保育園・幼稚 園安全対策 懇談会(今田 まちづくりC)	3/8 8:30 政策会 議(301) 8:50 篠山鳳 鳴高校第2回 探究Day(鳳 鳴高校) 13:30 答弁 確認会 (2-303)	3/9 8:20 西紀 中学校卒業 式 13:30 交通 安全協会 「ランドセ ルカバー」 贈呈式(応 接室) 16:00 所属 長会議 (2-303)	3/10 9:00 【3月】 臨時教育委 員会議案検 討会(2-303) 13:00 協議 (応接室) 14:00 丹波 篠山市脊椎 動物化石保 護・活用委員 会(301)	3/11 9:30 丹波篠 山市小学校 長会3月定 例会(城南コ ミセン)	3/12
3/13 10:00 旧た き幼稚園遊 具完成式 (旧たき幼 稚園) 14:00 メロ マン室内管 弦楽団第43 回演奏会(交 響ホール)	3/14 8:40 篠山中 学校卒業式 13:30 教育 委員協議会 (2-301.302) 14:00 定例 教育委員会 (2-301.302)					